

経済産業省

20130322 情局第 2 号

平成 25 年 3 月 25 日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長

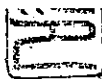


タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成 25 年 3 月 19 日付け警察庁丙組犯収発第 42 号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成 25 年 3 月 19 日付け外務省告示第 83 号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 9 条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

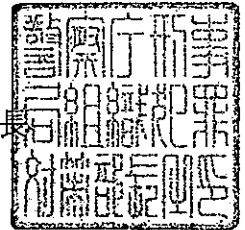
貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。



20130322 情局第2号  
警察庁丙組犯収発第42号  
平成25年3月19日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その40）

これまで、タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく疑わしい取引の届出、顧客等の本人確認義務等の履行の徹底を特定事業者に対し要請してきたところであるが、今般、別添「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（平成25年3月19日付け外務省告示第82号）」により資産凍結措置等の対象となる個人が改正されたことから、宝石商に対し、本改正内容を周知していただくとともに、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づくこれらの義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

5	定	三	き	二	一	含	○	象
6	め	九	、	十	九	む	外	と
	ら	〇	同	五	八	外	外	件
	れ	号	理	年	八	務	務	名
	た	2	事	一	号	連	省	な
	措	(	会	月	及	の	省	る
	置	a	決	十	び	告	告	タ
	の	)	議	四	第	示	示	リ
	対		、	日	一	平	第	国
	象	第	一	、	九	成	八	際
	と	一	二	十	八	十	十	連
	な	九	六	五	九	三	二	合
	る	八	七	日	号	年	号	安
	個	八	号	、	に	第		全
	人	号	4	二	基	三		保
	の	1	(	月	づ	百		障
	一	(	b	五	き	三		理
	部	a	)	日	設	十		事
	を	)	、	及	立	二		会
	別	及	第	び	さ	号		決
	表	び	一	十	れ	及		議
	の	第	三	一	た	平		に
	と	一	三	日	各	成		基
	お	九	三	に	理	二		づ
	り	八	号	行	事	十		く
	改	九	8	っ	会	五		資
	正	号	(	た	委	年		産
	す	1	c	決	員	第		凍
	る	(	a	定	会	三		結
		)	)	に	が	十		等
		第	一	基	平	一		の
		一	づ	づ	成	号		措
			成	成	第	、		置
					を	を		の
								対

別表平成二十五年三月十九日  
 を次のように改正する。  
 また、  
 外務大臣岸田文雄及び

(別表)

一. 次のとおり改正する。

【タリバーンと関係を有する個人】

17. 削除

34. アブドウル・ジャリール・ハッカーニ・ワリ・モハンマド(別名:(a)アブドウル・ジャリール・アフンド(b)ムラー・アフタール(1965年にカンダハールで出生、アフガニスタン旅券番号:OR1961825、在クエッタ・アフガニスタン総領事館で2003年2月4日に発行、2006年2月2日に失効。)(c)アブドウル・ジャリール・ハッカーニ(d)ナザール・ジャン) ABDUL JALIL HAQQANI WALI MOHAMMAD (a.k.a.: (a)Abdul Jalil Akhund (b)Mullah Akhtar, born in 1965 in Kandahar, Afghanistan passport number OR 1961825 issued on 4 Feb. 2003 by the Afghan Consulate in Quetta, Pakistan, expired 2 Feb. 2006 (c)Abdul Jalil Haqqani (d)Nazar Jan)

称号:(a)Maulavi (マウラヴィ) (b)Mullah (ムラー)

役職(タリバーン統治下):Deputy Minister of Foreign Affairs (外務次官)

生年月日:1963年頃

出生地:(a)Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan (b)Kandahar City, Kandahar Province, Afghanistan

国籍:アフガニスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2001年1月25日(2003年9月3日、2007年7月18日、9月21日、9月27日、2012年2月13日及び2013年2月11日に改訂)

その他の情報:アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいてと思われる。2007年5月現在タリバーン最高評議会のメンバー。同評議会の財務委員会のメンバー。アティクッラー・ワリ・モハンマド(71. に指定した個人)の兄弟。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年7月21日に終了した。

45. 削除

71. アティクッラー・ワリ・モハンマド(別名:アティクッラー)

ATIQULLAH WALI MOHAMMAD (a.k.a.: Atiqullah)

称号:(a)Haji (ハッジ) (b)Mullah (ムラー)

役職(タリバーン統治下):Deputy Minister of Public Works (公共事業次官)

生年月日:1962年頃

出生地:(a)Tirin Kot District, Uruzgan Province, Afghanistan (b)Khwaja Malik village,

Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan

国籍:アフガニスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2001年1月31日(2003年9月3日、2007年9月21日、2011年11月29日、2012年10月19日及び2013年2月11日に改訂)

その他の情報:2010年現在、タリバーン最高評議会政治委員会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいてと思われる。Alizai 部族に属する。アブドゥル・ジャリール・ハッカーニ・ワリ・モハンマド(34. に指定した個人)の兄弟。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。

148. 削除

【アル・カーイダと関係を有する個人】

450. 削除

456. 削除

二. 次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

630. ジャメル・アカシャ(別名:(a)ヤヒヤ・アブー・エル・ウマーム(b)ヤヒヤ・アブー・エル・ハマーム)

DJAMEL AKKACHA (a.k.a.: (a)Yahia Abou el Hoummam (b)Yahia Abou el Hammam)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1978年5月9日

出生地:Rouiba, Algiers, Algeria

国籍:アルジェリア

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:マリ

国連制裁委員会による指定日:2013年2月5日

その他の情報:父親の名前はSlimane。母親の名前はAkrouf Khadidja。イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織(173. に指定した団体)のマリ北部における調整役。

(了)